

参議院建設委員会議録 第十三号

(二九四)

昭和二十四年五月十一日(水曜日)午前
十時三十三分開会

○建設業法案に付した事件

○委員長(石坂豊一君) 本日の会議に付した事件

証人	島田	藤
証人	庄司	儀夫
証人	牧瀬	幸
証人	青戸	元由
証人	市来崎	一男
証人	吉田	朝次郎
証人	藏田	周忠
証人	大野	嚴

非常に賛成であるという意見を申上げることに相成ります。以下理由を簡単

に申上げます。

私は大正十二年から建築に関しまし

て警視廳に奉職いたしまして建築行政

をずっとやつて参りました。今日都廳に

おりますが、今日まで建築行政並びに

工作物の築造をする方の營繕を分担し

ております。二十七年間この業務に携

つております。私が大正十二年に警視廳

に入りましたから十数年間、警視廳に

は時間の關係上一人およそ十分間ずつ

にいたしたいと存じます。業者(註文

者の立場、或いは建設業者の中で労働

をなさる方の立場及び一般学識經驗の

面から、忌憚なき御発言を願いたいと

存じます。誠に僭越でございますが發

言の順序を委員長からお願ひをいたし

ます。第一は石井さん、第二は島田さ

ん、第三は庄司さん、第四番目は牧瀬

さん、五番目は難波さん、六番目は青

戸さん、七番目は市來崎さん、八番目	は吉田さん、九番目は藏田さん、十番	目は大野さん、この順序でお願いした	いと存じます。それでは先ず石井さん	にお願いいたします。
は吉田さん、九番目は藏田さん、十番	目は大野さん、この順序でお願いした	いと存じます。それでは先ず石井さん	にお願いいたします。	
目は大野さん、この順序でお願いした	いと存じます。それでは先ず石井さん	にお願いいたします。		
いと存じます。それでは先ず石井さん	にお願いいたします。			
にお願いいたします。				

或いは組合の關係を通しまして、商工

局が監督官廳といい、或いは建築土木

の取締を対象といたしまして、元は内

務省、現在では建設省が取締の所管官

廳といい、定かにわかりません関係上、

本腰を入れて業者の指導監督、業界の

頗廃しました際に、非常に暴力團ボス

等が跋扈いたしました。進駐軍の命令

によりまして暴力團の排撃の声がいた

しましたと、直ちに看板を塗り替えてか

かるのが土建業なのであります。土建

業の看板をつけてそうして綱張の管内

の工事場を許してやる。或る地方はそ

の地方で土建業の入札が起りますと單

價が二割、三割上るというところもござ

ります。そういうのであります。その点

で、これが第二の理由として私は賛成

が、新憲法が出来ましてから、單行廳令

がみな効力を失つてなくなつていて、そ

う意味の取締規則がございました。そ

うして今日まで來たのでござります	が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる	思います。当時から今日まで業界で我	が、新憲法が出来ましてから、單行廳令
が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる	と思います。当時から今日まで業界で我	が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる
を得て、そうして協力して向上ができる	と思います。当時から今日まで業界で我	思います。当時から今日まで業界で我	が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる
だと思います。当時から今日まで業界で我	が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる	が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる
が、新憲法が出来ましてから、單行廳令	を得て、そうして協力して向上ができる	を得て、そうして協力して向上ができる	を得て、そうして協力して向上ができる	を得て、そうして協力して向上ができる

みに終る行政をやつておるわけでござ

いませんので、手を取つて中へ入つて

お世話をすると、いうことが随分ございま

す。その外終戦後御覽の通りに道義が

頗廃しました際に、非常に暴力團ボス

等が跋扈いたしました。進駐軍の命令

によりまして暴力團の排撃の声がいた

しましたと、直ちに看板を塗り替えてか

かるのが土建業なのであります。土建

業の看板をつけてそうして綱張の管内

の工事場を許してやる。或る地方はそ

の地方で土建業の入札が起りますと單

價が二割、三割上るというところもござ

ります。そういうのであります。その点

で、これが第二の理由として私は賛成

が、新憲法が出来ましてから、單行廳令

がみな効力を失つてなくなつていて、そ

う意味の取締規則がございました。そ

うして今日まで來たのでござります

が、新憲法が出来ましてから、單行廳令

ましては、審議会というものを特にこの法律では設けられておりまして、そして関係者、官民並びに知識を持つおる方々が集まりましてこれを構成し、あらゆる行政上の措置等をここで審議するようになつておりますて、極めて民主的な行き方と存じます。至れり盡せりの私は法規と存じますので、自分の細かい経験を土台としてではございませんけれども、以上の五つの理由から極めて賛成でございますことを申上げます。簡単でございますけれども……

○委員長(石坂豊一君) 御質問ありますか。

○北條秀一君 石井さんにお聞きいたしましたが、最後の理由として審議会の設置についてお話をあつたのでありまするが、この審議会の條文について十分御検討願つたと思いますが、この審議会で、殊に二十七年間の御経験からいつてどういう審議会で十分にその目的を達するとお考えになりますか。

○石井証人 私は實は審議会のメムバーがどういうふくなるかは、詳しい研究をいたしませんでしたがけれども、少くとも私共建築行政に身を投じておる者は、すでに昔の取締といふような観念をもう実は末端の官吏まで私の方の役所では捨てておつて、實は指導でこれをよいものにして行きたいというような精神で取締をやつて來ているのが今日の状態でございます。例えばそこに非常に分らない人がおるといふやうなことがあれば、すでに役所の中では健全なる労働組合等がありまして、いろいろまあお互に牽制し合い立派な行政を私共では全力を盡してやつておるような状態でございま

すので、更にその上にこういう審議会がありまして、直接公けの立場から民衆の声を聞き、或は当事者の声を聞くということは、私は單にこれは飾りものではなくて、立派な役目をするであります。うという確信を、まあ自分の経験だけを持っておることを申上げます。

○北條秀一君 只今石井さんにお伺いしました点は、建設業審議会の件は、條文によりますと、中央に設けるとともに、又都道府縣にもこれを必ず設置するということになるわけです。従いましてその建設業審議会の構成といふものは、石井さんが先程第五の大きさな理由にされましたことであります。それで、この構成といふのはよほど考えてなくちやなりませんし、そうして又今日いろいろ審議会はやりでありますて、中には開店休業もあるわけであります。どうしてもこの審議会を相当活潑に運営して行くということが問題になるわけでありますので、只今石井さんから御意見を聞きましたが、あとの証人の方からもいろいろ御意見が出ると思いますので、私は特に冒頭にこの点を御質問申上げまして、これからの方にも特にこの点について御意見があれば聞かして頂きたいと考えるのであります。

○委員長(石坂豊一君) 次に島田さんにお願いいたします。

○証人(島田藤蔵君) 私は全國建設業協会から出ました島田藤蔵でございます。土木建築業は、工業いたしまして他の工業と著しく変つた性質のものでござりますし、又これは商業的要素が多分にありながら、商業として見るのも亦異つたところがあるのであります。して、こういう特殊な業務からいたし

まして、その健全なる発達を図り、立派な職能を發揮させるためには、何か特別な法律を必要とするという考えは、我々業者の間で意見が一致しているのであります。多年に亘つてこのような法律のできることを望んでおつたのでござります。この意味におきまして建設業法の制定に賛成する者でございます。

建設業の健全な発達とその職能の有効な發揮のためにには、業者を規正すると共に、業者に対する社会の仕向け、つまり社会的待遇を改善する必要があると思うのでござります。即ち民主化を基調としてあらゆる機会について合理化されなければならないのであります。従いまして、この点につきましては継來の慣習も甚だ遺憾が多いのでござります。

注文者の特権的な立場に追随しまして、法律は極めて簡素で要点を擱んだものとして捨て、徒然に繁雑で負担をかけるようなものになることは好ましくないのでござります。業者の一部にはこの法律の不用論を唱えたり、或は反対の説のあることも耳にしないではございませんが、それは要するに手数ばかりかかつて何ら得るところがないという結果を恐れるからでございます。

以下各章につきまして所見を申述べたいと存じます。

ますが、工事に関するのと善く制度の勵行ということを加えたいたいと思うでございます。即ち工事入札とか開札とかの方法の公明なこと、工事発注の合理化等を加えてできるようにしまして、業界を明るにし、業務の健全な発達に資することが本法の要素でなければならんと思うのであります。尙この第一條に「技術者の設置」とありますのが、ちょっとおかしいように思いますが、「相当技術者の設定」とかいう書き方にしては如何かと感見を申述べます。

第二條は、職別を含めた建設業ということを考えるのでございまして、この点はこの法律の中での最も重要な点の一つであると思うのであります。私は本法の目的からしまして登録が総合工事を行おうとする者に限つて、できるだけ簡単にして目的に叶うものとすべきであろうと思うのであります。職別の方々が好んで登録に加わつて、求めて繁雑を加えようとする理由が分らないのであります。職別に対する助長育成は登録を用いなくとも、別に本法の中に適当な方法を講じ得ると思うのであります。そうして登録を通じての規正とか監督は総合業者に集中して、そこに万全を期することを考えたいと思うのでございます。

第三條では「政令で定める軽微な工事」を除外するとありますて、恐らく年間引受高というとおりまして、何か或る程度の限界でもあつた方が、ただ工事一箇についてのみ決めて行く

よりは実際に近いものが出て来るのではないかと思うのであります。それから第二章に亘りまして、第四條の登録が二年間有効であるということの表現方法は、一体登録する時期におきまして正確なものが二年間保たれるということは考えられないのです。員におきましても、場合によつては営業所におきましても、随分異動がある筈であります。二年間有効とするということは法律的な書き方かも存じませんが、我々の感覚から申しますと、むしろ営業は登録によつて効力を発し、二年ごとに再登録するといふようなことにしては如何かと思うのであります。つまり登録の内容が非常に狂いやすいことを考へるのであります。これは第九條その他にも出て参ります修正等もありますし、又登録されたものの閲覧等のこともありますが、一体閲覧はどの程度まで閲覧をさせるのか、却つて誤り傳せられるような結果を起す虞れはないかということを立入つて考えられるのであります。

果したいと念願いたしておるのであります。

務を公明にし誠実にするかということに苦心いたして参りました。現在閉鎖機関二指毛よろしこうりミーハーは

人に補償しなかつた。さような無理な

現在の日本の復興に大いに資するところ

する建前において、政令で定むる

冷静に世間の声を聞きますと、そこには非難があり悪声があります。何の機関に指定せられております日本建設工業自体においても、制度調査委員会が

次からはそれらの危険を工事費に負担することを希望いたしました。

即ち三種の三者には、

うことを反省検討いたしますれば、諸般の場合におきまして諸種の事由がありますが、その最も大きな理由はこの請負というものは封建的であることを内に含んで居るからで、結果的に

なる「かような弊害を除去して、契約用しない」とあり、その第二号に「別表中第十四号から」云々とあります。それから同じく第十九條の中には、「らしく工事完成時期の変更」という問題

あると存じます。古い傳統の支配いたしましますところ、ややもすれば仕事をさしてやる、お出入りをさして頂くところ、お出でなさいね、支配、こしまり化し、金融が逼迫いたしますにつきましては、ともすれば又古い弊害に陥らんとする傾きがあります。このときに当つましく、女房当司は、君達を去らざる

いう結果になる。そして安く早くよく工事ができ上る次第であります。

尙この建設業法案におきまして、建

設法審議会なるものが設置せられますことは、私共非常に賛成いたします

ところであります。これは御承知のこ

とく関係各廳の職員、公益を代表する
竿穂怪談のある方々、桂文貴、建設業

者、この四者が一体になつて、而も公

益を代表する中立の委員が会長となつて運営されて行く、一二〇非常こ民主

的な進歩があると思います。従来のこ

とく單なる役所の監督だけでなく、いふらの利益を代表する者がそれなり

の立場から意見を交換し合つて、そ

して共通の目的に達するということにつれては、相当大きな進歩があるといふ

うことを確信いたします。その他の各

條項を読みましても、我々が登録によつて自分自身を明つかこする、そつ

てこの技術の面においても、責任を明

瞭にして、信義誠実に義務を履行する、つゆる一言を言えども五、こ

の建設業の大きな発展があると共に、

いふぐが情勢が渾て来るがからず、諸種の現実の事態を反省いたしまして、眞剣なる業者は、如何にすれば業

如何なる不可抗力も一切の責任を負人に負わせた。註文者の都合によつて工事を中止しても、その損失を請負

の建設業の大きな発展があると共に、

要なる工事費の内容をなすものであります。これははつきり賃金價格と御明記を願つて、そうしていわゆる闇を廢

それで建設業審議会は請負契約の当事者がその契約書の副本を提出する。うして建設業審議会はこれに目を通

て、不公正なものはないか、正当なうざるものはないかということを一應審議をし、甚だしいものにはこの十八條の趣旨を徹底せられるということがござる。業者自体も参加しておる。又監督の十八條、十九條の規定の趣旨を活かす所以ではないかと考えます。第二十一条乃至第三十三條等のことは大体に三十三條の原案によりますと、建設業審議会は「建設大臣又は都道府県知事の諸間に應じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため」云々とあります。これを單に建設業の改善のみならず、建設業に関する重要な事項を調査審議させると、職能を廣く規定いたします方が適當ではないかと考えます。これを提出いたした次第であります。

第三十四條の初の方は條文の整理であります。

第三十四條の第三項に

「標準請負契約の実施を勧告すること」

これは先程申上げました十九條の二に

対應する建設業審議会の職務権限であ

ります。それから特に御留意仰ぎたい

ことは、第四に書きました「政令の定

めることにより重要建設工事実績の

報告を徵し其の内容を調査して建設大

臣又は都道府県知事に意見を具申する

こと」。これは一つの例を挙げます

ば、昨年のことであつたかと思ひます

が、新潟県の或る大きな橋が落ちて相

当の死傷者が出たといふ事実がありま

す。橋梁だとか或いはその他重要な公

共施設などにおいて、若し工事の手抜

き手抜かりなどがありました結果、後

日に社会公共のために大きな禍いを残

すといふようなことがありますと非常

に遺憾なことがあります。もとより政

府監督機関があつてこれに対し十分

の監督をされることは疑いを持ちませ

ん。更にこの建設業審議会が学識経験

のある公益の代表者も参加されてお

る。業者の方からも参加されておる。一般

官廳の方からも参加されておる。一般

企業者の方からも参加されておる。こ

れらの機関が衆智をすぐつて直接民衆

の公共福祉に關係ある権とか、そ

いつたような設備の建設に当りまして

は、十分これを検討して百年の後に悔

いをなからしめるようにするというこ

とは非常な必要なことではないか。殊

にこの建設業審議会とくらものが特に

置かれるからには、非常にかかること

に大きな使命の一端があるのではないか

かというような考え方からこの條項の

追加を希望いたす次第であります。同

條第五号は先の契約を結んだ当事者が

提出される契約の副本を遅滞なく審

議して、十八條の趣旨を当事者に勧告

するという趣旨で、これは先の條文に

対應するものであります。

それから第三十七條、これは建設業

審議会の委員の任期の問題であります。

それから第三十九條、これは建設業

</

におきまして、我々の意見を述べさせて頂いたのでありまするが、これは我幹部だけの意見ではございません。この業法ができますと同時に、各縣の縣協議会或いは連合会にこれを持ち出しまして、更にその下部組織でもこれを審議いたしまして、何とかしてこの法律はこの際是非通して貰いたい。ふうな意見を申上げて参つて、その意見をまとめて公聽会、その他にお見をまとめまして公聽会、その他の意見を具申しましたところ、相當に我々の意とするところを反映願いまして、本法ができ上つておることは誠に感謝の意がございます。

するものであります。そうしてこの建築業界の我々中小企業が、今まで奴隸のごとく取扱われた者が、この法律の線によりまして、革新的なそらして堂堂と社会的の存在を明らかにして頂くことが、我々の念願するところでございます。

先程も申しましたこの各職種の團体の人員数は昨年末におきまして、十六万九千四百三名になつておるのでござります。この人々は全面的に賛意を表しまして、今回の國会において成立することを絶大なる期待を持つておるのあります。先程も申しましたように、諮詢或いは公聽会において意見を述べさせて頂きましたので、この全文につきましては大体に賛意を表するものであります。が、ここに提案されております案を拜見いたしますと、若干私共のよう無能なる者にはつきりしない点がありますので、この点御検討をお願いまして御修正を願いますれば、私も幸いと存じます。が、以下若干述べさせて頂きたいと思います。

大体總則の第三條の第一号、第二号でございます。「この法律は、左の各号の一に該当する者には適用しない。」そこに「政令で定める軽微な工事のみを請負うことを営業する者」こうなつておりますが、この軽微なる工事と申しますると、なかへ私等の業者又大きい業者に拘わらず、軽微と申しまするとどの程度かはつきりしないのであります。これで軽微といいますと、例え百万円の工事を三つも四つもやつていても、切つてしまふと軽微な工事になつてしまふのであります。かような曖昧なことではなく、私達の業態ははつきりしておりますのでございます。と申

しますのは、一つの建築の工事を請負いには、「一人や二人では完全にできないものであります。必ず一人や二人でできるような仕事は大体修繕と何か置とかで、このようなものはこの法律に入れて頂きたくないのです。こういう請負に対しまして、ここで私達のお願いするのは一、二は削除して頂きたい。その代り自己の労力をみによつて完成し得る軽微な工事を請負う者はこれを除く、こうして頂きたいのです。かようになりますと自分の力でやりますところの労力をと申しますと、十坪の家を建てるには一人では一年も二年も掛らなければ家は建たないのであります。かよな意味で自分の労力でやると、私らの同僚のもとへ育てておつた者或いは今まで子分というか、職人は、大体修繕とか物置の一つくらい、或いは棚を作るとか店の棚を整備をする、かよな工事は完全にできるのでありますと、こういうものは除いて頂きたいのです。それでそういう人が、自分の力で以て完成し得る軽微な工事といいますと、大体その面がはつきりしましてあと少くとも十坪なり二十年の工事を請負うというのは、やはり相当の金をお預りし相当の責任を以て工事をしなければならないので、先程元請の方からもお話をありましたが、範囲の狭い職業としてどうしてもこの立場をはつきりして頂きたい。そうして我々職人のはつきりしない点は、ここにありますのでこの軽微というところを、本当

負工事は除く、この登録はしないでよろしい、こうして頂きたいのであります。それから第二の別表十号から二十二号までを削除して頂きたい。理由はここにあります十四は板金工事、次にとび工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、タイル工事、壁紙工事、それから機械器具設置工事、熱絶縁工事となるのであります。この中で特に先程も申しましたが、とび工事といいますといかにも火消とび、今までの消防といいましょうか、とびという者を軽く考えまして、又そのことが非常に社会からも軽く見られておるのであります。が、とび工事は最近におきましては家の建組ばかりではなく、いわゆる鉄骨、鉄筋、こういう工事の組立もやるのであります。相當に技術も要すれば又これに対する技能も必要になつて来るのです。又河川等におきまする浚渫、こういうような工事におきましても相当の技能技術を要する工事の業者でありますので、相當に又設備も必要なとするのであります。とび工事がこの中へ入ることはかようなわけで、一つ一つ説明しますと長くなりますが、大体十二号から二十二号までの工事業者はやはり建設工事を全面的に纏めますのに、特に工事業者といえども必要でない工事はないのであります。でありますからかよくな面はやはり削除して、どれでもその工事をする者は自由にこれが登録できるのであります。自分が営業の資格がないとすればしないのあります。かよくな点をよく御了承の上で、こういう文句は、差別的の待遇のようなことはないようにして頂きた

いのであります。どこまでも中小企業の伸びと伸びて頂きたいのであります。

そういうわけで今第三條の「左の各号の一に該当する者」云々は全部削除して、先程申しましたような方向に御修正を願いますれば幸いと存じます。

それから第六條中の営業の登録の申請であります。これはここにありますように二以上の都道府縣に営業所を持つ者は建設大臣、その他は都道府縣知事とあります。これはいわゆる都市におきます者は便利であります。ですが、その他の若し営業所ができるとうして建設大臣に組替えるということになると手続上不便でないか。それから尙この二つに分けるということは、何か特権を與えるよう感ずるのでございます。これは私らのひがみ根性から來ているかも知れませんが、かような点は從來は封建的である、或いはボスであるといわれて來た点から考えまして、かような言葉は成るべく法律の上に残して頂きたくない。大小共に同一に都道府縣において登録するようにお願いしたいのであります。趣旨はさような精神からも出て来てることを御了承を願いたいのであります。

それから次に二十二條と二十三條の問題でありますが、二十二條は一括請負を禁止しておるのであります。これは誠に私らとしては、中小企業としては重大なる條文であります。一括でなく、これは結構なのであります。その二号におきまして「前項の規定は、建設業者があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。」こうなりますと元請業者のカモ

フランジをする嫌いがありはしない。という私らの猜疑心があるのであります。こういうものはなくとも一括はしてはいかんということになればいい。やないか。若し必要があれば二十三四において運用し得られるものじやなか。こう考えておるのであります。

あと議論会の問題でありますか。その前にもう一つ私らの意図が含まれておりますので、契約におきましては私らの願つておつた事柄が総合の資格をつけて頂くこと或いは天災その他によつて、その損害のあつた場合の補償方法、或いは公定の変つた場合における方法、やり方につきましての事柄等ははつきりと示されておりますので、これらにつきましては私らは大なる賛意を表しておる者なんであります。審議会におきましてもいろいろな問題もあると思いますが、公體会或いはこれの内示のありましたときにも、我々業者を入れなくてはうまくないから是非入れてくれといつたら、これも三分の二とかはつきり出ておりますので、多分決定したときには中央におきましても亦都道府県におきましても、この意図を汲んで審議ができると思います。我々の考えておつたところの一步前進した法律、革命的な法律として私らは絶大なる賛意を表することをここに附け加えてお願いする次第でござります。

等におきましては全く自己の腕と力によつて今まで來たのでござりますが、その設備が、着々とこれからやつて行かなければなりません。尙これについて先程申しましたように、着々と協同組合なり商工組合なりによつて來たのであります。ですが、その商工、協同組合法すら私たちの中小企業にはこれはびつたりと来ない法律なのであります。併しながら時代に遅れではなりませんので、各自の資金を集中しまして、これによつて必要な資材を購入すべく念願して参つたのであります。併ししながら時代に遅れではなりませんが、残念ながら、いろいろ法律があつて制限されておりました。それでこの法律施行と同時に念願いたし、審議の御参考にして頂きたいことは、この法律にもありますように建設業法には「健全な発達」とあります。ですが、これは必ずや育成、助成がこの中に含まれておることを考えますときに、我々建設業者は、従前は先程もちら注文を受けた場合には、その使うところの資材その他は注文者の氣にいるような資材を探し求めまして、自分で物を買ひ求める、そうして自分の技術をそれに加えまして、今まで造り上げて、いわゆる注文者から喜ばれることを誇りとして來たのであります。終戦後におきまして全くこれを取上げられまして、いわゆる注文者にその材料が来てまして、そうしてこれをよくても悪くとも使いこなさなければならんのであります。非常にこれに無理があるのであります。これは各会議におきましてもいつでも文句の出るところであります。我々のこの建築業者に資材がなくて何ができるか、当てがわれた

資材は殆んど使えないものが多いいじやないか、非常に無駄である、かようなことを言つておるのであります。かような面がいろいろて是非建築資材等は全面的に統制の枠から外して頂きたいのあります。併しながら經濟原則によりましてどうしてもそれができないと、こういうのでありますれば、少くとも他の産業方面の工場なり加工業者、かようなものには、指定生産資材なり或は主要なる補充物資が支給されておるのであります。私らの建築業者には、一本の木、釘も堂々と配給はされないのであります。殆んど闇その他によつて注文者の希望するところの工事を完成するというわけで、社会的の存在から見まして、又先程ボスとか何とかの非難を受けますのも、ここから來ておるのであります。併しながら貢つた面はこれはどうしてもやらなければならんのであります。かようなわけで中小企業の本当の氣持を率直に申上げますれば、この建設業法を持ちますと同時に、この裏づけとしましてはこの加工業者には少くとも指定生産資材、建築用の資材を堂々と配給して頂くような方向に行くことをとくに念願する者であります。

らん、何とかして通過させて頂きたいの
であります。が、私共の業者は知能に
おきましては、全く社会から離れてお
る点もあるのであります、又智力も相
当に低下しておりますので、是非登録
の窓口或は育成、助成の窓口、行政廳
の窓口は一本にして頂きたいのであり
ます。只今のところは労働基準監督署
或は建設省或は商工省に行かなければ
ならん、或は水道局に行かなければな
らん、あらゆる面に向つて奔走しなけ
ればものが縫らん、そやつて一人や
二人使つておる者が、一日、二日費し
たら、一ヶ月の生活に千円なり五百円
なりが減るのであります。そうする
と、そういうのが無理を生じまして、
工事にも影響する、かようになります
ので、是非願いたいことは、こういう
窓口は必ず一本にして頂きたい。都市
計画を見ましても、道路関係とかそう
いう面におきましては皆我々業者が含
まれておるのが多いのですが、窓口が廣
くなくてはなかなか、これができない
のであります。勢い馬鹿に見られる
のもこの点から來ておるのではないか
と、つねり感じておるのであります
て、是非とも中小企業の育成、助成を
國家がやつて頂くためには、又將來日
本の復興の根本はそこにあるのではないか
かという自信を持つてるのであります。
うございました。

難波さんから、第三條の第一号を削除してくれというお話をあつたのであります。これがこれに関連しまして島田さんの御意見を承りたいのです。島田さんは先程第三條の第二号を変えろといふうなお話であります。私はこの第三條の第一号の「軽微な云々」、これは重大な問題だと思うのであります。殊にこの建設業法が提案の理由にありますように、目的としますところはこの國民經濟の再建途上における云言の重大な國民大衆の利益を護つて行こうというところにあるのであります。そこで、國民大衆の利益を護るということになりますと、先程石井さんのお話にもありました、実際に家を建てる、そうするとその家を請負った人がなかなか思うように工事を進めないと、ことになつて参りまして、この点が今日特に住宅問題等の解決に非常に滞滯を來しておるのであります。たまたま今難波さんから第三條の第一号を全面的に削除して、次のように訂正すべきだという御意見があつたのであります。島田さんと牧野さんとのこの点についての御意見をもう一度お伺いしたいのです。

の多いもの、極端にいえば官長家一軒にいたしましても、その損害を蒙る当人にとりましては影響が大きいのでありますから、どこまでもカバーして行かなければならんけれども、あまりそれをやるために却つて大きなものを逸するような結果になつては「あぶはち」となるだろ、こういうことは考えられるのであります。一号の点につきましては、当局の氣持を仄聞するのに、およそ一つの工事の規模が十萬円ありますから、それを無視するわけにありませんから、それを無視するわけにあります。ただ、それが五十万円ぐらいならよかろうというようなことを考えておられるのではないかと思うのであります。しかし、これが庇護してもらいたい立場からいいますと、成るべく低い方がいいのでありますし、又現在のこれによつて業務を営む者からしますれば、成るべく小さい業者にしましても、その恩惠的なものは受けたい、又受けさせるべきであるということになるわけあります。併し一方煩難さの点におきまして、却つていつもりであつたけれども、一々届けが厄介でかなわんと、オーバー・チャージばかり多くなつて工事費が高くつく、いろいろのそういう手続をとつた結果は、大して見る人が見てくれる結果にならんことがあります。このよう見方からしまして、ある程度の工事についての規模を定めると同時に、一体業者としてどの程度の業者を範囲にこういう法令の施行を行なつて行くかということを考えるべきではないかと思いますので、私は年間引受高ということで一つのキヤバシティを考えて行つてはどうかと、いふことを提案したわけをございま

す。職別を除くとか何とかということその方法はできるのではないかと思ひます。【北條秀一君発言の許可を求む】

○理事(原口忠次郎君) ちょっと待つところがあり、それから各種の職種につきましては、それは一つのオーケストラでいえばバイオリンでありピアノを弾く人であるという立場にあるのでありますから、それを無視するわけにもいかない。共にその工事の育成といふことを考える法律でありたい、こういうことを恐れるわけなんなります。ただ、やはり又次の方も何か御発言があると思いますから……

○北條秀一君 島田さんにもう一つお伺いしたいのですが、二十三條の下請契約の変更ということについて、全面的御反対があつたのであります。これは注文者の側からいふと下請業者の不適当なものは変更を請求するといふことの方が、注文者の利益を擁護するのではないかと私は考へるのであります。その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

【委員長退席、理事原口忠次郎君着席】

○島田証人 それは善意に利用されば御尤もなのであります。が、濫用されたり軽々に扱われますとですね、非常に混乱が起るのではないかと思うのであります。飽くまでも元請業者に対してもその責任を問う、そういう要求もであります。このことでありますから、その線から行らるべきではないかと思うのですね。下請を変えるといつても建設において非常に錯綜した関係がありますから、一概に言いかねるのではないかと

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

建設業の実体からすれば、このような保障も一片のほどのごとく捨てられるのではないか、こう考える次第であります。反対意見でありますから、個々の條文についての意見は省略させて頂きます。

○委員長(石坂豊一君) 北條君御意見ございませんか……。それでは次に藏田君にお願いいたします。

○証人(藏田周忠君) 私は建築学会の会長の代理として出席いたしました。こういうことをお認め願いたいと思います。建築学会は大体御承知のようにいろいろな方面の方が集まつた学会でございまして、短時間にこの條文を拜見してこれの逐條意見をいろいろ申上げるということは個人的には許されておりますが、学会を代表した意見などは申上げかねますのでござりますから、今日は大体取敢ずこられを拜見しました点について会長と話合いまして、総務理事といたしまして又本会といたしましても会員全体が恐らく賛成であろうという趣意を申上げに來たわけであります。

元来土木建設業全体に亘りまして、こういう法律的な制限が行われるといふことは、社会秩序の上からいつて極めて当然であり且つ現今のような時代においては實に適切な方法であります。元來建築学会なるものは、先程申上げましたように各方面の方々が集つた学会でございますが、如何にして建築を安全に且つ丈夫にそうして経済的に造るか、こういう問題を学問的に研究することを中心としておりましたし、その研究に基いてお互いに研鑽し且つこれを理論的な根拠を以て社

会の人達に働きかけて、合理的な建築を造る、それに貢献しようというのでありますから、もとよりその建築の考え方が科学的に合理的な建築ということに向つて行くのは当然であります。

○委員長(石坂豊一君) 北條君御意見を合理的に解決して行こうどいうのでありますから、その考え方の基本といふと向つて行くのは当然であります。殊に最近の考え方ではすべて建築を建築全体の考え方或いはその組立て方等すべて具体的な問題は理論に沿うたしまして、すべて材料の使い方或いは建築全体の考え方ではすべて建築を合理的に解消して行こうどいうのでありますから、その考え方の基本といふと向つて行くのは当然であります。

○委員長(石坂豊一君) 次には吉田さんにお願いしたいと思います。少し時間がありませんが、もうお二人でございましたおきたいと思います。

○証人(吉田朝次郎君) 只今藏田さんからもお話をありましたように、私も土木学会の会員として、実は皆さんにお詫びして來るという暇がなかつたもので申上げることをお許し願いたいと

思ひます。建設事業が公共の福祉に非常に關係を持つておりますし、殊にこれに費される費用というものは、年々莫大な費額に達するのでありますけれども、從來非常に建設事業といふものは、近代科学性に遠ざかつたその原因を考えますと、これまで建設事業の特異性に相應した法規が非常に少かつたことは、國家で保障するというような考え方、最も適切な方法である。この登録制によりましてその合理性に欠けるようないふ業者を淘汰して行こうといふような事柄は當を得ていると考えます。これは恐らく会員の意見にもそのような声があると思いますが、細かい問題各條に亘りましては、尙先程から伺いましたように、いろいろ検討すべき点がありますように、いろいろ検討する必要があるかと考えます。

○委員長(石坂豊一君) 次に大野さんにお願いいたします。

○証人(大野巖君) 私は本日能率協会の理事代表の資格で参りました。本職は化學裝置の設計ですから土建業と共に通点も相当あります。それを三十年やつておりますが、かたゞ大学の教授で、私共も関心を持つておりますことについて若干所見を述べさせて頂きま

ておりますから、許されている時間で能率に関する事をちよつと簡単に申し上げておきたいと思います。

能率とは最小の給付を以て最大の効果を擧げると、こういうことなんですか。エフィシエンシーであります。その給付の内容とは金、人、設備です。即ちできるだけ少い人でできるだけの効果を擧げる。工事ならば早く上げる。生産物ならば生産額を多くする。それからその次、金、成るべく少い資金で目的が達せられるようにする。その次設備が成るべく少くて目的が達せられるようにするということが能率の本体です。これをこの法令に直ぐは申しませんが、是非これを土建の方のお仕事にも織込んで頂きたいと思います。

選配になるというような有様で、丁度現在の日本の現情とはほ似たような状態になつたのであります。その時に英國の少壯の実業家が寄つてアメリカは如何にして繁栄するだらうかといふことを、調査團を組織してアメリカに派遣いたしました。その報告があります。上野陽一君が持つております。それを私もよく読んでおります。結論はアメリカの産業が合理化されておつてテーラー・システムの実施が成功して行つておるということの外に結論はないのであります。それが今日のアメリカの繁栄を來したということになつております。

は、生活を保障するために最低賃金制をとる。これにはいろいろ附帯條件を附けております。大体今のところこの二つで行つております。然らばアメリカにおいてテーラー・システムの実施されておるところの工業の状況はどうであるか、先程申上げましたように、工員の自分の知能を發揮するのは、自分が一生懸命に自分に利害を感じ、自分の頭、自分の力も、自分で働くのが最もよいというふうに考えておるのが日本の思想ですが、アメリカにおいてはその時代は過ぎた。これをもう一遍繰返せば日本の工員は工員の頭において働く。学校を出た技術者といふものは実際の現場の技術を知らない。従つて負請制度に任しておけば能率が上るというのが、これが機械工業でも貿易工業でも土建業でも同様である。ところがこのテーラー・システムの実施、能率の実施なるものはどういうことをするかといふと、工員の働いておる時間においてそれから動作において全部分析をいたしまして、無駄がないものにする、無駄があつてはいけない。例えば実際に申せば、手仕事をする者は手に電気燈をつけて働く。十人なり二十人なり優良職工に働きかせ、活動写眞でとる。そうするところいうふうな手の仕方が能率的でよいというように、その優良職工の或る人数の中において、これを要約することが、最も簡単にできます。それは技術者がやるので工員がやるのはない。そこで一定の規格というものを作つてその通りにやれば、即ち工員の働き方は自由ではない。技術者が本当にそれを最良の方法で、いうものを決めてこれをやらせる。

この点が日本の技術者が非常に劣つております。例えは「やすり」を使う職人がある。「やすり」を置くと事務所の電燈が消える。そうすると作業時間にどうのくらいいやすりを使つておつかといふことがはつきり分る。そのもの置場が変れば非常に能率が上る。こういうような方法で作業の仕方なるものは技術者が分析して研究して、そりしてこの通りにやれという方法でありますから、工員の働き方はとにかく労働の極致に達しておつて、そこには請負も常雇もない。これを機械工業とかその他の工業ばかりでなく、家を建てる、土木工事をするというところにも非常にアブライされるところの範囲が廣いと思う。現在初めに申上げたよう同じ人員において生産が二倍になつた、三倍になつた。同じ資本金で生産が二倍になつた、三倍になつた。その他原價が安くなつた。労働者の給料が非常に多くなつた。こういう資本家ばかりでなく労働者の方にも分配いたしました。どちらもよろしい。やり方に少しも無駄がない。これがいわゆる能率の眞髄なんです。これを是非土建業の施工、の方にも是非やつて頂きたい。

工員がやつておるのに比べて、今申しますように二倍、三倍の生産が上がることは事実であります。現に能率協会が携つたがために生産が二倍になりました。これを是非土木建築の方にも実施されんことを希望いたします。

これで概要のことを申上げたので、私は一番大事な目的のところでやつと申上げますが、第二行目の「建設工事の適正な施工を確保するとともに」、こういうところに「建設工事の適正且つ能率的な」こういう字を入れて頂きたい。それからこれは細かいことです、が、先程も別な説人がつしあました「技術家の設置」ということですが、「設置」ということを人間に使うことは随分変な感じがいたします。設置ということはないものをそこへ作るので、けれども、その技術者はどこかで生きておるから、何とか別の名がつくと思うのですが、配置とか……。それから「登録の実施」の「実施」というものは要らんと思います。登録というものは帳面に載せることだらうと思います。後のこととは末節で細かいことですから申上げませんが、ただ私は教育に携つておつた関係からいって、第五條の学校卒業の年限のところにこういふことが書いてある。中学卒業者が五年、大学卒業者が三年、建設事業に從事した人が十年となつておるが、この五年、三年、十年ということは鈎合がと

生と専門学校卒業生を比較して見ますと、大学卒業生は一人前の技術者になれます。しかし、四年間が書いて見つめられ、現場が分らなければ、技術家といふことはできない。専門学校出は少なくとも十年はかかる。後ろの方の現場十日と釣合が取れないと思うので、もう少し学校出の年限は殖やして頂かなければいけないのじやないかと思います。

御清聴を感謝いたします。

○委員長(石坂豊一君) 証人の各位には、誠に熱心に且つ又極く分りやすくお話を頂きまして、有難うございました。午後繼續してこの会議を開いて質疑をさせて頂きたいと思ひます。質疑は留保してあります北條君が一つ頭にやつて頂き、あとの方は又統一をお願いすることにいたします。

それでは暫時休憩いたしまして、時半から再開いたします。

午後零時四十四分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(石坂豊一君) 午前に引継て委員会を再会いたしました。速記を始め……

午後一時五十一分速記中止

午後二時十九分速記開始

○委員長(石坂豊一君) 速記を始めて……

の公共の安全を保護するための建物等について、設計者は資格ある者でなければならん。こういう理窟から建築士なる称号を用いてその資格ある者でなければ、そういうものを取扱えないようにしてやらないかという希望が強い。一方施工者にとりましては工事を進めて行くと共に、工事中に小学校が倒れたとか、或いはできてから仕事が悪くて倒れたとか、いうような問題が起つた際に、現場におけるのはただ何を知らぬ、大工さんであつて、う

請負に出すのを止め、施工者自身直営でやるというような空氣に、却つてなるような虞はないかどうか、この点についてあなたの方の御意見伺いたいと思います。と申しますのは土木建築の工事は、あらゆる面がすべて請負工事のみで行き上つておるのではありません。御承知の通り建設省の地方建設局におきまする大土木工事は、殆んど直営工事で行き上つたものであります。鉄道省におきましても、重要な工事は直営工事に役を變つて行きつゝあ

いわゆる誤言の不十分に対する損害といいますか、そういう点については余り考慮が拂われていないようですが、そういう問題については先程からお話を審議会に持つて、あなた方の利益を擁護なさるおつもりがあるかどうか、むしろそういう問題があるとすれば、明らかに法律に認めて、そういう第三者の審議会等に持つて行かないで、直接交渉なされる方がいいというようにお考えにならなかどうか。

はないかという感想を今申上げる必要
はありませんけれども、私審議会など
は殆んど有名無実であつて欲しいとい
う感じがしておるのであるが、あなたの方
の先程の御説明によりますと、審議会を
を更に強固にして自分達の利益を代表
するような機関であつて欲しいといふ
お考えでありますから、本当にそ
ういうお考えになつておるのか、その
三點についてお伺いいたします。どな
たからでも結構でござります。

の公共の安全を保護するための建設物については、設計者は資格ある者でなければならん。こういう理窟から建築士なる称号を用いてその資格ある者が強い。一方施工者にとりましては工事を進めて行くと共に、工事中に小学生が倒れたとか、或いはできてから仕事が悪くて倒れたとか、いうような問題が起つた際に、現場におけるのはどちらも知らない大工さんであつたということでは、これ亦非常に手の届かないことであるから、工事に関する限り施工の責任ある技術者をそこに置いて、工事施工上の責任を持たせることにしよう。という声も、一方にあるわけであります。それがこの法案に盛られておりますところの、いうところの技術者といふことになつたわけだと思うのでありますとこころと一致したところのものがあつて喜んでおる次第であります。

○原口忠次郎君　皆さんの御意見を拜聴いたしておりますと、この法律案が提出されることが今までの建設業者に対して、非常に有意義であり、社会的地位を高め、片務契約であつたものを対等の地位に立てて契約させるようになります。併しこういうふうな今まで長い間、今日のような請負業で発達してきましたこの業界の仕事が、こういふうな非常にむずかしい、施工者が申しますと、むしろむずかしい、非常に面倒な法律が出たために、むしろ

請負に出すのを止めて、施工者自身直營でやるというような空氣に、却つてなるような虞はないかどうか、この点についてあなたの方の御意見を伺いたいと思います。と申しますのは土木建築の工事は、あらゆる面がすべて請負工事のみででき上つておるのであります。鉄道省におきましても、重要な工事は直営工事に段々変つて行きつります。と申しますのは請負工事にかけますと、ややもすると粗悪な仕事がなされる、そういう危険があるから非常に重要な工事は、直営工事をやつて行くという傾向になりつつあるのではなくいかと思われる点があるのであります。更に水力電氣のダムのごとき大きな工事も、請負工事が非常に面倒になつて来るならば、むしろ会社自体が直営でやるといふようなふうに、なるような虞はないかどうか。そうすると段々世の中が不景氣になつて來るときに、建設業界が非常に危険な状態に経済的にも追いつかれつあるときに、こういうむずかしい法律を出す方が、果して建設業界の進歩発達になるかどうか。大局的に考へるならば勿論皆さんのおつしやる通りと思いますが、そういう憂があるかどうかどいう点を、一つお伺いしたいと思います。

それから第二点は、この法律は今まで片務契約に近かつた契約が、殆んど対等な地位で契約されるようになつたというお話をありますけれども、尙詳しく考えますと、條文を読んで見ますと、設計者が誤つて設計をしてまだ完成しない間に、それがために壊れたと

いわゆる説教の不十分に対する損害といいますか、そういう点については余り考慮が拂われていないことがあります。それで、そういう問題については先程からお話を審議会に持つて、あなたの方の利益を擁護なさるようあります。おつもりがあるかどうか、むしろそういう問題があるとすれば、明らかに法律に認め、そういう第三者の審議会等に持つて行かないで、直接交渉なされる方がいいというようにお考えにならないのかどうか。

それから第三点は、審議会でございますが、成る程先程から審議会は殆んど皆さん御賛成で、どなたですかもと強力な権力を持たせるような審議会を作つて欲しいというようなお考えがあるようでござりますけれども、私は要するに注文主と施工者の間の問題なんですが、そういう問題で審議会に持つて行つて喧嘩をする。もう審議会に持ち出すときは喧嘩だと思います。喧嘩をしなければならんようになるまでに、施工者と注文主の間に話合がつかないような事柄に持つて行くものは、恐らく私は全國を通じてもそう沢山あるものじやないじやないか、又若しもそれが沢山あるようなら、この法律は建築、或いは土木の技術の進歩ではないか、むしろブレークになるのではないかというふうに、考えております。むしろ私が審議会のようなものは、本当に何か特殊なものを救済するものであつて、工事の日々にタッチいたしますて、そうして恰も第三者が入つて、設計がどうだつたとか、こうだつたとか、これは不可抗力であるとか、不可抗力でないのだというような議論をし合うということは、大変なことです

はなしかといふ感想を今申上げる必要はありません。私は個人の意見を今申上げる必要はありませんが、せんけれども、私議會などは殆んど有名無実であつて欲しいといふ感じがしておるのであるが、あなたの方の先程の御説明によりますと、審議會を更に強固にして自分達の利益を代表するような機關であつて欲しいといふお考えであります。本当にそういうふうにお考えになつておるのか、その三點についてお伺いたしました。どうからでも結構でございます。

○島田証人 第一の直営の問題、この点は誠に結構な御發言と伺いました。よく御認識を願いたいと存するのでござりますが、アメリカでも直営と請負との争いは非常に多いのであります。業者の團体では極力声を擧げて直営を排撃しております。一方政府側の態度としては自分で工事をやるといふことに興味を持ちまして、又その点での研究効果等の利益もあることでございましようが、直営を探りたい意向が強いのであります。併し段々と業者の説明が勝ちを制して來まして、今日ではアメリカの各洲の中で直営でやろうという場合は、非常に少くなつて來ておるといふことが報告されておるのであります。ですが、一体直営が得か詐負が得かという問題は、できるものがよくでききて安ければ無論直営がいいわけになりますが、事実は決してそうでないと思つております。今日のように非常に高額な税がかかる、それから工事の質が悪いといふような場合にいろいろと欠点があり、やる工事の金額も相当オーバー・チャージするものがあることは、すでに幾多の前例に徴しま

て非難が多いのであります。決して業者のような経験手腕及びそこに結ばれた下部組織の材料商、労務者等との関連におきまして、言うに言われない密接な経済的な一つの秩序があるわけではありませんから、これを今日のような状態に前渡金をどん／＼出すとか、或いはどこの人間を引張つて来てやるとか、いつても、結果はそこに大きな穴があくという場合に、人間そのものの商業的な力を欠くためにいろ／＼金銭的な不結果、扱い馴れないそういうことから不結果があるといふことも起つてゐるわけなんあります。要するに資金、資材、労務の継続された経験による運営といふことにつきまして、そこ初めて業務の價値があるわけなんでは、やる者もありましょけれども、非常に特殊な場合にあり得るといふことは全く不可能に考えられております。

それから片務契約という問題から考えまして、設計者に落度があつた場合はどうなるかといふことでございまし

たが、これは契約上における仲裁処理の問題、或いは別に仲裁委員会とい

うな制度を、審議会のようないくつかれて定められたような場合によりますと、双方の言分によつて問題は解決されるものだらうと思うのであります。

それから第三の審議会の権限であります。只今この法文に現わされたよ

うな内容の審議会であつては、先程も申しますようにたゞ監督取締的な役

割で、而も政府の諮問に應じて動くよな飾り物的なものであるわけでありますが、審議会は、この建設業の運営を公平な第三者的立場から考えまして、如何にすればその能率を上げ、進歩発展を期し得るかという、機能において、絶えず各方面の職種と手を握り合いまして、それを審議会の機関の決議によりまして、政府に働きかけて頂くということになりますならば、審議会の役割として非常に大きな價値が出て来るものであろうと思うのであります。要はそれらの内容の決め方とそと私共は期待しておるわけであります。

○牧瀬証人 第一のお尋ねは、このよ

うな法律ができたために注文者の方は非常に面倒になつて、直営に傾きはしま

ないかという御疑念のように承りまし

た。併しこの法律に規定しております

原則は公正にやる、請負が双務的なも

のであるから、双方が信義、誠実を盡

し合うのだ、このことは若し注文者の

方でこれが面倒であるといふようなお

考えがあれば、これは当然避けるべき

ではなかろうかと考えます。この考え

が是正せられて初めて立派な工事が迅

速にできるといふ結果になるのじやな

いふにも思われますが、そういうこ

とを防止する唯一の根拠としては登録

することができる、今日の土建業のこ

とが開業できるので、今日の土建業のこ

ごろとしまして、相当の前進と考えるのであります。先程も申しましたように業者がかくのことき捕捉と、更にその取締ということもありますが、私は業者をよりいい環境に置くことによつて、業者はよくなつて行くのだと、いうことに大きな期待を持つておるのでありまして、これを是非強くお考え願いたいのです。先程も申しましたように、入札制度の改善等はそこを言うのでありますし、公明な明朗な舞台の上において、明るく闘わせると、いうことであるべきであります。今日は全く激しい競争入札の場面に、疲れ切った業者を闘い合せまして、そうしてお前が悪いんだといつておる。それできくなりよう筈がない。そういうような場面のものはどういうように育てようとしても、それだけでは技術者で備えたりどうこうしましても、業者はよくなつて行かないのです。あつても書いて頂きたいのですが、そこまではなか／＼できるものじゃないから、将来審議会のような機関によりまして、そういう面での専門的な明快な解決をやつて頂きたい。かような問題は今後多々あるらかと思いますので、審議会に大きな期待をかけるゆえんであります。

則を改正しなければ、この建設業法といふのは成り立たないと考えられるかどうか、それが第一、それは庄司さんにお聞きしたいと思います。

次は青木さんが先程言われたことはよく私も分るんですが、ところが全建設業者と共にこれに反対するのだということを言わされたのであります。が、難波さんは十六万九千余名の建設業者が一丸となつてこれに賛成するのだと

いうことを言われておるのであります。青戸さんの御説明は、今回の公基事業費の削減と工事量の減少という趣旨から総額から削減されておると私は考えるのですが、純粹にこの建設業法そのものがいけないというふうに考へておられるのか、或いはそうでない、

今のような時代に、こういう建設業法を施行するというのは、間違いであつて、國家の公共事業に対する政策が改良されて行けば、その際には建設業法というものは必要だといふうにお考えになつておるかどうか、その点について青戸さんの御意見を聞きたい。

第三番目に島田さんにお聞きしたいのですが、これは法案の第三條の第一項の「政令で定める軽微な工事のみを」とこの軽微な工事ですが、島田さんはジェネラル・コントラクトと考へて行きたいと言わされました。が、ジェネラル・コントラクトではいつまで解決しませんので、具体的にどういうふうに基準を置いておられるか、それについてお伺いしたい。

○庄司証人 私に只今御質問になりました道路工事執行令、或いはそれに準拠して作られました県令の細則といろものが改正されなければこの法律は成り立たないというのは、実はこの第

十九條の契約條項大体「契約の締結に際して」云々ということがありますが、これが死んど道路工事執行令及び細則令には一方的に謳つてあるのであります。例えば天災があつてもこれは一方的に解決しまして、縣の認めるところでなければいかんというようなことが全部謳つてあるのであります。これを全部改正しなければこの法律はあります。これはよく研究して頂くとよく分ると思いますが、見積りを取るときにも、或は契約を結ぶときには、道路法の三十六條及び縣令の施行規則を遵守して見積るということがちゃんと謳つてあるのです。それを改正しない以上は成立たないんじやないかと思ひます。

○北條第一君 今その点に関連して庄司さんから非常に有益な御証言を得たのであります。今お分りになつておる点をもう少し詳しくお話しになつて頂けませんか関係法令の何條々々を……

○庄司証人 ちよつと縣令を持つて来ておりませんから、これは後で差し出すことにしたいと思います。

○委員長(石坂豊一君) ちよつと今議長から本会議の都合上委員会を中止してくれといふことですから、御答弁が終つたら暫時休憩いたします。

○青戸証人 お答えいたします。我々労働組合としまして只今反対した意見が、建設業法というものに反対するのか、或いはこういう法律が今施行されることについて反対するのかという御質問のようございました。勿論只今私が反対理由として述べましたところは、はつきりと現在の状態においてこ

の建設業法が施行されることについて、反対したのであります。いわゆる建設業が他の産業と違うという点において、建設業を保護育成するための法案が必要でないということを申上げたのであります。その点を私は方としては現在の建設業界の実情並びに政府の政策と睨み合せますと、この建設業法案を施行するのには適当でないという意見を申上げたわけあります。よろしくございますか。

ソトランクターということあります。が、一体部分的小工事を注文する場合に、ただ壁だけ塗り直して呉れとか、或いは屋根だけ葺き替えて呉れといふことで、職別の専門業者を持つて来て直接工事をするようなものは、非常に特殊の場合の外は、金額として非常に、微弱なものであらうと思うのであります。若し又それが纏つた工事としまして進工しにくうことになるのであります。そこで、常設計者なりゼネラル・コントラクターが関與しなければ、関通工事として、仮に職別に非常に専門的な業務でありますとしても、何かゼネラル・コントラクターらしい職業振りをするところまであつたならば、構わずこういう登録で仕事の量をこなして行くことになります。そこでいいのではないかと思うのですが、ただ職別でも何でも構わず入つて行くところに、私は徒らに煩難のみを増す結果になりますはしないかということを心配するのであります。

すが、先程急ぎましたのはしょよつたのですが、あなたの御説ですと、建設法を國会へ出しても、先程の道路工事施行規則を直さなければ意味がないことになると、事重大なんですね。而もこの建設業法を我々この四、五日うちにやり上げるという考え方なんですが、片方は實際とにかくできないと意見を聞きたいのです。

○庄司 証人 それは先程も申上げましたように、実はこの第十九條にありますところの前拂いの問題でござります。この点についてお話を願つて、石井さんもおられますし、他の権威者もおられるのですが、それについて皆さんの御意見を聞きたいのです。

○庄司 証人 それは先程も申上げましたように、実はこの第十九條にありますところの前拂いの問題でござります。この点についてお話を願つて、石井さんもおられますし、他の権威者もおられるのですが、それについて皆さんの御意見を聞きたいのです。

○石井 証人 私共の東京都におきましては、土木と建築の差異だらうと思ひます。もう一つ吉田さんにお伺いしますが、そういうような心配は今いたしておりません。私は、土木と建築の差異だらうと思ひます。もう一つ吉田さんにお伺いしますが、吉田さんは先程來ておりました。吉田さんは政府と研究することになると、吉田さんは政府と研究することになります。吉田さんは政府と研究することになります。

○北條秀一君 それでは石井さんの御意見ですと、この建設業法を即座に施行して一向差支えないとのことにならぬ、これなんかも結局縣といたしましては、一應予算の問題が相當関連しておられます。実際から参りまして、このように規定が決められても、例えば國の補助工事の場合には、國の補助が来るのが遅れる、或いは値上がりを認めても或る程度まで國の補助の増額を認められんということになれば、その根本からこれを是正して貰わなければ、こういうことは一方的には僕の方としては業者に對して契約はできんのではないかと、そういうふうに考えるのです。

もう一つ今の法規の問題は、施行令細則に例えれば設計変更又は工事中止の申出があつても、縣外にある場合には止むを得ないというような項も規定しておりますので、天災のよくな場合に認めると、あらゆる項でなければいけないというふうに、あらゆる項についての一方的のことが書いてあるのです。そういう点から申しまし

てこれが實際に通るということになりませんと、縣といたしましても、根本的に考えなければいかんのではないかとうふに考えられるわけでございます。北條秀一君 今のは神奈川縣の事情なんですが、東京都の事情を石井さんからお聞きしたいと思うのであります。

○石井 証人 私共の東京都におきましては、土木と建築の差異だらうと思ひます。もう一つ吉田さんにお伺いしますが、吉田さんは先程來ておりました。吉田さんは政府と研究することになります。吉田さんは政府と研究することになります。

○北條秀一君 それでは石井さんの御意見ですと、この建設業法を即座に施行して一向差支えないとのことにならぬ、これなんかも結局縣といたしましては、一應予算の問題が相當関連しておられます。実際から参りまして、このように規定が決められても、例えば國の補助工事の場合には、國の補助が来るのが遅れる、或いは値上がりを認めても或る程度まで國の補助の増額を認められんということになれば、その根本からこれを是正して貰わなければ、こういうことは一方的には僕の方としては業者に對して契約はできんのではないかと、そういうふうに考えるのです。

○理事(原口忠次郎君) 私から申上げますが、大体府縣の道路、河川、港湾工事は、さつき庄司さんのお話になんですかけれども、私に關する限り差支ないよう思います。

○石井 証人 私は実は土木關係のことを見て來ませんからちよつと分りませんが、この問題でござりますけれども、私に關する限り差支ないよう思います。

○理事(原口忠次郎君) 私から申上げます。それで石井さんの御意見ですと、この建設業法を即座に施行して一向差支えないとことにならぬ、これなんかも結局縣といたしましては、一應予算の問題が相當関連しておられます。実際から参りまして、このように規定が決められても、例えば國の補助工事の場合には、國の補助が来るのが遅れる、或いは値上がりを認められんということになれば、その根本からこれを是正して貰わなければ、こういうことは一方的には僕の方としては業者に對して契約はできんのではないかと、そういうふうに考えるのです。

○北條秀一君 重ねて吉田さんにお伺いしたいのですが、その点で先程あなたが第三十三條の規定ですね、第三十三條の二行目ですが、「建設業者の育成になる」という点がありましたが、その点につきまして、先程不十分であつたと思いますので、もう一度あなたの方意見を、本当にこの建設業法が業者の育成になるという点がありましたら、それを御指示願いたいと思います。

○吉田 証人 育成になるとはつきり申したわけではなくて、これで育成をしなければならんということを申したわけであります。それで道路法の施行令が非常に大きなリーダーだと、それで今石井さんのお話になるのは建築關係だから、道路法とは關係ないのであります。多分各縣共そういうふうになつておるのでありますと、この建設業法は事實抵触するのではないかという感じがいたします。

○北條秀一君 只今委員長のお話であります。それで道路關係になりますが、それでは道路關係になりますが、それは先程からもお話をありましたように周囲がそういうふうでありますので、この際こういうふうな建設業法といふものができます。登録で認められるというふうなことになつて来るのと、次第にいろいろなものが整備され、この際こういうふうな建設業法といふものができます。登録で認められます。北條秀一君 はあ、そうですか。分りますが、この建設業法は事實抵触するのではないかという感じがいたします。

○牧瀬 証人 それは工業協会の修正意見であります。

○北條秀一君 はい。

○北條秀一君 ああ、そうですか。

○牧瀬 証人 それは牧瀬さんの御意見で見ました。

○北條秀一君 それは牧瀬さんの御意見で見ました。

○北條秀一君 はあ、そうですか。分りますが、この建設業法は事實抵触するのではないかという感じがいたします。

○理事(原口忠次郎君) そうですね。

○北條秀一君 そうするとその点は余りませんか。

○岩崎正三郎君 難波さんでございませんか。

○理事(原口忠次郎君) 外に何かありますね。この登録を中心と地方に区別する必要はない。地方にさした方がよ

その点は建設省でどう思つておるかと

では育成になる。こういうふうに思う

であります。ただこの法案の内容で

は、先程も申上げましたように、これ

は保護するとか育成するという條文が

非常に少いのであります。ただ監督

をどうするかと、ことで今度は迷つ

てしまふのであります。

○北條秀一君 それでは今のお話は更

に我々は政府と研究することになると

思います。もう一つ吉田さんにお伺い

して行つて、大きな方針を建てて貰つ

たらどうか、こういうふうに申上げた

程來この建設業法が業者の育成になる

ことになります。

○北條秀一君 それでは今のお話は更

に、それによつてその方策を更に検討

して行つて、大きな方針を建てて貰つ

たらどうか、こういうふうに申上げた

程來この建設業法が業者の育成になる

ことになります。

○北條秀一君 重ねて吉田さんにお伺

いしたいのですが、その点で先

程あなたが第三十三條の規定ですね、

第三十三條の二行目ですが、「建設業者の育成になる」という点がありましたが、その点につきまして、先程不十分であつたと思いますので、もう一度あなたの方意見を、本当にこの建設業法が業者の育成になるという点がありましたら、それを御指示願いたいと思います。

○吉田 証人 育成になるとはつきり申

したわけではなくて、これで育成をしなければならんということを申したわ

けであります。それで道路法の施行令が非常に大き

なリーダーだと、それで今石井さん

のお話になるのは建築關係だから、道

路法とは關係ないのであります。多分

第三十三條の二行目ですが、「建設業者の育成になる」という点がありましたが、その点につきまして、先程不十分であつたと思いますので、もう一度あなたの方意見を、本当にこの建設業法が業者の育成になるという点がありましたら、それを御指示願いたいと思います。

○吉田 証人 それは私じやなかつたと

いう中で、改善といふ字は不用だ

と、建設業に関する重要な事項を調査審

議せざる。こういうふうにせよといふ

あなたの考え方であつたのかと思いま

すが、そうでありましたでしようか。

○吉田 証人 それは私じやなかつたと

いう中で、改善といふ字は不用だ

と、建設業に関する重要な事項を調査審

審議会等でも進められるという望みを持ちながらその方向に進んで頂きたいと願うわけです。

○吉田証人 ちよつと私土木学会としてでなく個人として、よろしうござりますか……。実はこの建設業法が若し実施されると、ということになりましたならば、今の官廳の方では会計規則でいろいろな入札の方法なんか定めていります。その中に一つ入札者の資格といふものが大藏省で出ているわけです。で、この資格といふものが、登録といふものがどういうふうになるかということだけ、私、ちよつとどうなるかということを今考えているわけです。

○理事(原口忠次郎君) どうなるかと、いうことに疑いを持つてある……。

○吉田証人 疑いと申しますか、登録といふものがそれの必須要件になるか、という対して……。

○大野証人 只今お話をありましたよう、丁度庄司さんが先程今まで出ておる法令といろく抵触する点がある。

〔理事原口忠次郎君退席、委員長着席〕

こういうことが外の法令でよくあります。是非それは我々証人の方よりも政府、それからこの法令を御起草になります方でよくお調べを願いたい。例えばボイラーの取締は、初めは各府県別々にやつておつた。その中に、あれは結局ドイツの汽船取締令の翻訳ですけれども、結局内務省でやるようになつた。ところが今度労働基準法によつて労働省で引受けれるようになつた。それとそれが互いに抵触して、メー

カーが非常に困つておることが沢山あ

ります。ですからこれと類似のよいうものはすつかりお調べを願つて、廃止して頂きたいと思います。

○原口忠次郎君 私から今質問しておったのですが、それはこの法案が入札の方法について何らの規定がないが、どうお考えになつておるかということをお尋ねしたのですが、今非常に熱烈に入札の方法については希望を持つておるという話があり、それは会計法との抵触のためにこうなつておると思いますけれども、そういう点を特にあなたの方の方からそういう発言があつたと、いうふうに我々は解釈してよろしくございますか。

○島田証人 そうでございます。

○吉田証人 只今の資格の問題でござりますね。それは私個人としましてはその資格を必須條件に会計法に入れて貰いたいと、こういう考え方であります。

○庄司証人 実はこの登録と今の入札資格参加証明書の問題ですが、登録は入札の資格があるかどうかという問題ですが、それをちよつとお聞きしたいのですが……。

○原口忠次郎君 これは私の方ではちよつと御答弁できないのですけれども……。

○庄司証人 この点はどうなんでしょうか。実際問題としまして……。登録はちよつと疑問があるのであります。この点をお調べ願いたいと思います。

○委員長(石坂豊一君) それでは公述人諸君に対する御質問はこれで終了することといたしますが、本日は長時間に亘つて御協力下さいまして深く感謝いたします。ではこれで終ります。

午後三時二十二分散会

出席者は左の通り。
委員長 石坂 豊一君
委員 岩崎正三郎君
島津 忠彦君
島田 千壽君
安部 定君
久松 定武君
北條 秀一君
安部 定君
兼岩 傳一君
赤木 正雄君
植田 俊雄君
桂君 政美君
島田 藤君
島田 儀大君
牧瀬 幸君
難波 元由君
青戸 純君
藏田 周忠君
吉田朝次郎君
大野 巍君

証人	政府委員	委員
東京都建設局長	建設政務次官	原口忠次郎君
全国建設業協会 神奈川県土木部 道路課長	建設事務官 (大臣官房 会計課長)	島津 忠彦君
日本土木工業協会 建築学会 土木学会 能率協会	日本建設 工業協会 労働組合書記長	島田 千壽君 吉田朝次郎君 大野 巍君